

事務連絡
令和2年5月7日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

令和2年度における遠隔臨場の試行について

建設現場における遠隔臨場においては、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」(令和2年3月2日、国官333技号)により、試行要領(案)及び監督・検査試行要領(案)を周知しているところである。このたび、令和2年度に遠隔臨場の試行が円滑に進められるように別紙「建設現場における遠隔臨場の令和2年度の試行方針」を定めたので、方針に従い試行されたい。

建設現場における遠隔臨場の令和2年度の試行方針

1. 目的

建設現場における遠隔臨場については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和2年3月2日、国官技第333号）により、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（以下、試行要領案）および建設現場における監督・検査の試行要領（案）（以下、監督・検査要領案）を通知しているところである。そのため、試行実施にあたっては、試行要領案及び監督・検査要領案によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むとともに、課題抽出等を実施するため、令和2年度における具体的な実施方針をとりまとめた。

2. 対象工事

対象工事は各地方整備局等で発注する工事の内、「段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・ 構造物等の立会頻度が多い工事

3. 試行件数

各地方整備局等で10件程度の試行を実施するものとする。（全国で100件程度）ただし、受注者との調整等により10件を超える試行が実施できる場合は、各地方整備局等の判断で実施して構わない。

4. 試行の実施

試行を実施するにあたっては、基本的には試行要領案、監督検査要領案によるものとするが、令和2年度の試行における実施方法を以下の（1）から（4）のとおり定める。

（1）試行方法

①新規発注工事

試行を実施するにあたり、発注時に特記仕様書に記載することとする。

②現在施工中の工事

ア) 2. 対象工事に合致する工事については、受注者に要請し、試行可能の回答が得られた場合は、設計変更により、発注者指定型として試行することも可とする。

イ) 令和2年4月20日付け国官総第12号他通知に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施する場合は、発注者指定型として実施する。

ウ) ア)、イ)によらず、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、受注者希望型として試行することも可とする。

(2) 映像と音声の「撮影」に関する仕様の運用

撮影については、基本的には試行要領案によるものとするが、通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者協議の上、画素数は640×480まで、フレームレートは15fpsまで落とすことができるものとする。

(3) 映像と音声の「配信」に関する仕様の運用

配信については、基本的には試行要領案によるものとするが、映像と音声の「撮影」に関する仕様に対して、適切な転送レート（平均1Mbps以上）を選択することができるものとする。

(4) 費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上する

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

 ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応するこ

と。

5. **フォローアップ調査**

令和2年度に本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。